別記様式第一（第九条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第六条　地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地（特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。）又は当該土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

（略）

（略）

別記様式第七（第二十六条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第十三条　（略）

２　前項の裁定（以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

四　土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払の時期

４　都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項（同号の補償金の額に係るものに限る。）について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。

５　収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

６・７　（略）

（略）

（略）

別記様式第十一（第四十七条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第十三条

６・７　（略）

第三十二条　（略）

２・４　（略）

別記様式第一（第九条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第六条　地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地（特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。）又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

（略）

（略）

別記様式第七（第二十六条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第十三条　（略）

２　前項の裁定（以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

四　土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

４　都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならない。

５　収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

６・７　（略）

（略）

（略）

別記様式第十一（第四十七条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）

第十三条

６・７　（略）

第三十二条　（略）

２・４　（略）